

まちづくりタウンミーティング「あさごえ」実施要領

1 概要

旭川市内で活動する団体・グループ等（以下「団体等」という。）のもとに市長が出向き、未来につながる旭川のまちづくりについて、市民の声を聴き、市政推進の参考とする「まちづくりタウンミーティング『あさごえ』」（以下「あさごえ」という。）を実施する。

2 対象

旭川市内に所在する10人程度の参加者が見込まれる団体等とする。ただし、次の各号に該当する団体等を除く。

- (1) 特定の個人・団体・組織等の利益の推進や誹謗・中傷等を話題として希望する団体等
- (2) 政治・宗教の活動を目的とした団体等
- (3) 公序良俗に反する活動をする、またはその恐れがある団体等
- (4) その他、あさごえの趣旨に照らし、開催が適当でないと判断される団体等

3 団体等の選定

原則として公募により選定する。

4 開催場所

あさごえの開催場所は、団体等の活動場所又は施設等若しくは団体等が手配した会場とする。

5 応募方法

あさごえに応募する団体等は、募集期間内に市ホームページ上の専用応募フォームにより、次の各号を入力の上、応募するものとする。

- (1) 団体等名称、代表者氏名、所在地
- (2) 団体等の目的、主な活動内容
- (3) 団体等の連絡先（担当者氏名、電話番号、メールアドレス）
- (4) 参加予定人数（性別及び年齢の構成を含む。）
- (5) 開催希望日
- (6) 開催場所の名称及び所在地
- (7) あさごえで話題にしたい内容
- (8) 応募動機

6 実施及び決定

(1) 実施予定期間

令和8年8月3日（月）から9月30日（水）まで

(2) 実施時間

原則として午前9時から午後5時までの間の1時間程度

(3) 募集期間

令和8年7月6日（月）から7月24日（金）まで

(4) 選定方法

応募内容を確認後、地域・団体等の活動分野・開催場所等を総合的に勘案して実施予定団体等を選定する。

ただし、応募内容等に虚偽があった場合や開催が困難な状況が生じた場合、市は実施予定団体等の選定を取り消すことができる。

(5) 選定結果の通知及び公表

募集期間内に応募した全ての団体等に対し、令和8年7月末までに選定結果を通知する。

また、実施予定団体等について、市ホームページ上で公表する。なお、選定の経緯及び理由については公表しない。

7 開催要件

(1) 開催に伴い会場使用料等の経費が生じる場合は、団体等の負担とする。

(2) 参加者については、団体等が取りまとめて事前に市に報告するものとする。

(3) 対話はフリートーク形式とし、時間は1時間程度とする。

(4) あさごえは公開で開催されるものとする。

8 出席者

あさごえの出席者は、7の(2)で報告された参加者及び市長並びに総合政策部の職員とし、必要に応じて市関係部局の職員が出席するものとする。

9 記録及び公表

市は、あさごえの様子を撮影・録音等を含めて記録を取り、その内容を市ホームページやSNS等で公表することができるものとする。

10 あさごえを中止する場合

市長が緊急に対応すべき用務が生じた場合や、開催が困難な状況となった場合は、あさごえを中止する場合がある。

11 個人情報の取扱い

募集に当たり取得した個人情報は、あさごえに係る事務のみに使用する。

12 庶務

あさごえに関し必要な事項は、旭川市総合政策部広報広聴課において処理する。